

(目的)

第 1 条 この規程は、役員の旅費に関する事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 前条における支給の範囲は次の通りとする。

- 1 理事
- 2 評議員
- 3 監事

(旅費の種類)

第 3 条 旅費は、出張旅費と研修旅費とする。

(旅費の区分)

第 4 条 旅費の区分は、次のとおりとする。

- 1 交通費（航空、鉄道、船、車各運賃をいう。）
- 2 宿泊料
- 3 日当

(旅費の計算基準)

第 4 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

ただし、業務の都合上あるいは災害等やむを得ない場合は、実際の経路及び方法により計算する。

(旅費の支払・精算)

第 5 条 旅費の支払い及び精算は次のとおりとする。

- 1 旅費は、出張者の立替払いにより、帰任後計算し支払うものとする。
ただし、概算によって仮払金の前渡しを受けることができる。
- 2 旅費の支給を受けようとする者及び概算払いにかかる旅費の支給を受けた者で、その精算をしようとする者は、別紙の「日当並びに旅費精算書」に必要な書類を添えて帰任後 7 日以内に提出し、精算をおこなわなければならない。

(承認・報告)

第 6 条 承認及び報告は次のとおりとする。

- 1 出張時は、別紙の「出張申請書」又は「研修会参加申請書」に要件、行き先、日時などを記入し、理事長の承認を得るものとする。
- 2 出張から帰ってきたときは、別紙の「出張報告書」又は「研修会参加報告書」を理事長に提出しなければならない。

(旅費の不支給)

第 7 条 この規程に定める旅費は、次に該当する場合には支給しない。

- 1 法人以外の者から旅費の全部又は一部支給された場合、その支給を受けた部分の旅費
- 2 出張期間中あらかじめ許可を得て、私用のため滞在し旅行した場合、その私用旅行期間中の旅費
- 3 その他特別の事由により旅費の支給を要しないと認めたとき
- 4 第 5 条に規程する「日当並びに旅費精算書」及び第 6 条に規程する「出張報告書」又は「研修会参加報告書」の提出がないもの

(出張及び研修旅費)

第 8 条 出張及び研修旅費は次のとおりとする。

- 1 出張及び研修旅費とは、理事長より出張を命ぜられた場合又は研修会に参加した場合の交通費、宿泊料及び日当をいう。
- 2 交通費、宿泊料及び日当は次のとおりとする。

地 域	交 通 費	宿 泊 料	日 当
県 内	実 費	10,000円	10,000円
県 外	実 費	15,000円	12,000円

(航空賃)

第 9 条 航空賃は、業務上緊急を要し承認を得て航空機を利用した場合に実費支給する。

(鉄道賃)

第 10 条 鉄道賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

ただし、グリーン料金、急行料金、特急料金、寝台料金等は業務上の必要により、それらを利用した場合に支給する。

(船賃)

第 11 条 船賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

ただし、運賃に等級区分のある船舶の場合は、グリーン料金で支給する。

(車賃)

第 12 条 車賃は次の各号に規程するとおりとする。

- 1 出張中にハイヤー、タクシーその他これに準ずる交通機関で業務上必要と認めたときは、その実費を支給する。
- 2 法人車両を利用して出張した場合の車賃は支給しない。

(宿泊料)

第 13 条 宿泊料は、出張中での外泊 1 日分を宿泊数に応じて支給する。

ただし、研修、大会等に参加する目的の場合で、指定された宿泊施設を利用する場合においては、前項の規程にかかわらず指定の宿泊料を実費支給する。

(日当)

第14条 日当の支給は以下のとおりとする。

- 1 出張した日数に応じて1日つき1日分の割合で支給する。
- 2 役員会に出席した場合は、一律8,000円とし、職員を兼務する役員にはこの規程は適用しない。ただし、監事が監査のため出席した場合は10,000円を支給する。
- 3 特別委員に任命され、特別委員会が理事会、評議会と同一日に開催された場合は、特別委員会に出席した委員には別途日当を支給する。

(出張中の事故)

第15条 役員が出張中に事故に遭った場合は以下のとおりとする。

- 1 出張中に負傷、疾病、天災、その他やむを得ない事故のため、途中で日程以上の滞在をした場合は、その間の宿泊料及び日当を支給する。
- 2 出張中に不慮の事故その他特別の事由によって多額の出費を要し、所定の旅費を持って支弁できない場合は、事実を証明できるものに限ってその実費を支給する。
- 3 理事長の承認を得ないで、自家用車を使用して出張した場合の自動車事故について、法人は賠償の責任を負わない。

(その他)

第15条 本規程に定めのないものは、その都度協議の上、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年10月 1日制定し施行する。

この規程は、平成23年4月1日制定し、同日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日制定し、同日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日制定し、同日から施行する。